

定期健康診断について（ご案内）

2023年度の健康診断についてご案内いたします。

会社は、従業員に健康診断を受診させる義務があります。

健康診断受診により早期に生活習慣病を発見し、様々な疾病の早期治療につなげられる例が見受けられることから、確実に受診するようにしてください。

また、自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康維持のために健診を上手に役立ててください。

【変更になった点】

2023年4月より一般健診（35～74歳の被保険者）における会社負担額が軽減されます。

軽減前 上限 7,169円 → 軽減後 上限 5,282円

※各健診機関によって金額設定が異なりますので、詳しい金額は受診する健診機関にお問い合わせください。

1. 受診方法

・ご自身で直接、健診機関に予約をして頂きます。

方法は電話やFAXなど、健診機関によって異なります。

・決定した詳細を、事務担当者にご報告ください。

報告方法は別紙にてご案内いたします。

2. 受診日程

・予約受付は**2023年3月1日より開始（健診機関によって異なります）。**

健診機関によってルールが異なりますので、予約方法は各健診機関に確認をとってください。

・受診希望時期は、**可能な限り2023年4月から8月までに受診**して頂きますようお願いいたします。

2022年度の健康診断が上記期間以後の場合、直近の受診日より6ヶ月以上空けて受診ください。

日程変更は、ご自身で病院窓口に交渉し変更してください。

時期が遅くなりますと希望する健診機関での受診が困難になります。

お早目に対応をよろしくお願いいたします。

・受診時間に関してはあらかじめシフト調整を行い、業務時間外に受診もしくは公休日に受診してください。

無断で受診の取り止めをした場合、再度手続きのやり直しとなります。

なお、受診に要した時間に対しての日当等は支給いたしません。

2. 費用

(1) 35歳以上の方 一般健診（生活習慣病予防健診）

・オプション以外の一般健診にかかる費用は会社負担となります。（上限5,282円）

付加健診、婦人科健診、胃の検査を胃カメラに変更した際の差額については、本人負担となります。

・受診費用は全額立替払い後に領収書を担当営業に手渡し、もしくは郵送してください。

会社負担額を給与に加算して返金いたします。

(2) 35歳未満の方（一般健診以外の定期健康診断）

・指定項目（別紙参照）についてのみ会社が全額負担します。

・受診費用は全額立替払い後に領収書を担当営業に手渡し、もしくは郵送してください。

会社負担額を給与に加算して返金いたします。

※健診機関への交通費は全額自己負担です。

※私的理由で指定健診機関以外での受診をされる場合、保険適用の料金を超える部分はすべて自己負担です。

3. 結果表の提出

健診結果は、会社が保管することと法律で定められています。

領収書と結果表のコピーを提出してください。

領収書と結果表の両方を提出していただいたからの経費処理となります。